

表 1 (令和元年度作成分)

基本構想・基本計画等作成調【教育厚生委員会】

(〔事業費〕単位：千円)

番号	事業年度	所属	構想・計画名	事業費	作成期間	目的	成果及び今後の対応等	成果品等の添付
1	R元	市民健康部 地域保健課	自殺対策計画	0	H30.4 ～ R2.3	自殺対策基本法に基づき、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携を図り、生きることの包括的な支援として自殺対策を実施するために長崎市自殺対策計画を策定する。	自殺対策庁内実務者会議を開催し、自殺対策に資する事業内容を明確化するとともに、健康長崎市民21推進会議において、専門家及び市民の意見を聴取し、自殺対策計画を策定した。 本計画においては、保健、医療、福祉、教育、労働など自殺に関連する分野との連携を図り、自殺予防を推進する。	なし (配付済)
2	R元	こども部 子育て支援課	子ども・子育て支援事業計画	5,111	H30.4 ～ R2.3	子ども・子育て支援法に基づき策定する子ども・子育て支援事業計画について、令和2年度～令和6年度までを計画期間とする第2期長崎市子ども・子育て支援事業計画を策定する。	平成30年度に小学生以下の子どもの保護者を対象としたアンケート調査（抽出調査）を実施し、子育て支援に関するニーズ調査を基に、現状と課題を分析・整理し、長崎市社会福祉審議会児童福祉専門分科会での審議を経て策定した。 第2期計画においては、将来の子育てのあり方を見据えて、「子どもをみんなで育てる 子育てしやすいまち」を基本理念として掲げ、子ども・子育て支援を推進する。	なし (配付済)
3	R元	こども部 子育て支援課	全天候型子ども遊戯施設基本計画	9,735	R1.11 ～ R2.3	「あぐりの丘」に全天候型子ども遊戯施設を整備するにあたり、施設全体の整備イメージを作成するとともに、全天候型子ども遊戯施設に係る基本計画を策定する。	令和4年度半ばの供用開始に向け、施設の基本的な考え方を整理し、基本計画を策定した。 令和2年度は本計画に基づき、施設の実施設計を行う。	なし (成果品については6月議会の所管事項で配付予定のため)

表 2 (令和2年度作成分)

基本構想・基本計画等作成調【教育厚生委員会】

(〔事業費〕単位：千円)

番号	事業年度	所属	構想・計画名	事業費	作成期間	目的	方法及び事業効果等
1	R2	福祉部 福祉総務課	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	1,397	R2.4 ～ R3.3	老人福祉法に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法に基づく「市町村介護保険事業計画」を、「長崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期）」として一体的に策定する。計画期間は令和3年度から令和5年度までの3年間とする。	高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築を推進するとともに、制度の持続可能性を維持するために地域の課題を分析してサービス提供体制等を構築することや、高齢者になるべく要介護状態とならずに自立した生活を送っていただくための取組みをすすめることが重要となっている状況を踏まえ、「長崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定する。 なお、地域の高齢者の状況を把握するため、高齢者に対して生活状況、健康状態や介護・福祉サービスに対する意見等に関するアンケート調査を実施する。 また、策定にあたっては、高齢者の福祉に関する事項を調査審議する「長崎市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会」において審議を行う。
2	R2	福祉部 障害福祉課	障害者福祉計画	2,899	R2.4 ～ R3.3	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）及び児童福祉法に基づき、障害福祉サービス等の円滑な提供及びサービス提供基盤の計画的な整備促進を図るため、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画（計画期間：令和3年度～令和5年度）を策定する。	本市における障害者の実情、ニーズ、障害福祉サービスの利用状況や課題等を的確に把握するため、障害者及び事業者に対するアンケート調査を実施し、障害福祉サービス等の種類ごとの必要量の見込みやその確保のための方策等について、具体的かつ実効性のある計画を策定する。 なお、計画の策定にあたっては、障害者基本法に定める合議制の機関である「障害者施策推進協議会」において審議を行う。

表 2 (令和2年度作成分)

基本構想・基本計画等作成調【教育厚生委員会】

(〔事業費〕単位：千円)

番号	事業年度	所属	構想・計画名	事業費	作成期間	目的	方法及び事業効果等
3	R2	市民健康部 健康づくり課	※ 第4次長崎市食育推進計画	695	R2.4 ~ R3.3	生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となる「食育」の推進を図り、市民の食に対する意識を高め、健全な食生活の実現に寄与することを目的として、「食育基本法」第18条の規定に基づき「第4次長崎市食育推進計画」(計画期間：令和3年度～令和7年度)を策定する。	現計画における進捗状況を十分に検討し、長崎市食育推進会議、関係課との協議を重ね、新たな第4次食育推進計画を策定する。 なお、長崎市総合計画及び個別計画との整合性を図るとともに、食育の基本理念に基づき、市民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資するため、関係課との連携のもと、計画的な推進を図っていく。

※新型コロナウイルス感染症の影響及び第五次総合計画の完成時期の延期等により、作成期間について検討中。